## 心身障害者一般巡回相談のご案内

一般巡回相談では、北海道心身障害者総合相談所 判定員が下記のとおり相談・判定を行います。

相談を希望される方は相談・判定に係る提出書類 の作成など事前準備がありますので、7月5日(金) までにご連絡ください。

## ○相談対象者

18歳以上の方で次のいずれかに該当する方とその

- ①身体障がい者で車いすなど(電動含む)の直接 判定を要する補装具の交付を希望する方
- ②知的障がい者で療育手帳の新規または再判定を 希望する方

## ○日時

令和6年8月5日(月) 13時~17時 令和6年8月6日(火) 9時~17時 令和6年8月7日(水) 9時~12時

## ○場所

新ひだか町公民館コミュニティセンター

●問い合わせ先

保健福祉課保健福祉グループ福祉係

**☎** 0146 ⋅ 47 ⋅ 2113

## 蜂の巣抑制方法について

経済的な蜂の巣抑制方法を紹介しますので、 ぜひお試し下さい。

## ○蜂退治用スプレーでマーキング

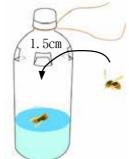
蜂の巣ができやすい場所へ市販の蜂退治用ス プレーをすると、約1カ月程度、蜂が巣を作り づらくする効果があります。

## ○スズメ蜂用「誘香液」の作り方

2 リットルのペットボトルに 1.5cm の穴を開 けて、日本酒 150cc、酢 20cc、砂糖 50 ~ 70g、 水 100cc を入れ、木や軒下などに吊るすと蜂が 入ります。

## ≪注意点≫

誘香液の周りに蜂が飛 来するため、住宅から少 し離れた場所に設置しま しょう。また、穴が大き いと蜂が逃げますので注 意してください。



●問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ衛生係

☎ 0146 · 47 · 2112

## 健康カレンダー

(お問い合わせ先:保健福祉課 ☎0146・47・2113)

	月日	時間	事業名	場所		
5 月	13日(月)	13:00~16:30	フッ素塗布	保健センター		
	28 日(火)	受付 13:00~	4·7·12 ヶ月児健康診査 1歳6ヶ月・3歳児健康診査			
	5日(水)	18:00~20:00	からだリセット講座			
6月	7日(金)	受付 6∶30∼	・特定健診、若年健診 ・胃、肺、大腸、前立腺 がん検診			
	8日(土)	文刊 0.30%	・肝炎ウイルス、エキノ コックス症検査 ・風しん抗体価検査			
	11 日(火)	13:00~16:30	フッ素塗布			
	21日(金)	13:00~15:00	5 歳児相談			

事業の詳細は、対象者への個別案内や町政事務委託文書 などでお知らせします。

## ご寄附ありがとうございました。(敬称略)

## ●まちづくりに役立ててと

☆株式会社菅与北海道日高牧場

(2,000,000 円)

## ●老人ホーム「恵寿荘」で役立ててと

☆木村 千鶴子 (古布2袋) ☆白藤 知鶴 (古布3袋) ☆藤原 まさ子 (古布2袋) ☆葛野 弘子 (古布3袋) ☆向井 已代子 (カット布1箱) ☆ボランティアグループあゆみ (カット布8袋) ☆ボランティアグループちょぼら (カット布9袋)

## ●国保診療所で役立ててと

☆ボランティアグループあゆみ (カット布7束)

## 新冠町社会福祉協議会へ

●香典返しに代えて

☆村本 毅 (100.000 田)

■個価事業に役立ててと	
☆三好 泰通	(古布2袋)
☆商工会女性部	(古切手1箱)
☆匿 名	(古布4箱)
☆匿 名	(古布1袋)
☆匿 名	(古布4箱)
☆匿名	(古布1箱)

# 役場からのお知らせ

- Niikappu Town Office Information - (≥01

## 町民生活課からのお知らせ

## 児童扶養手当について

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活の安定・ · 3 人目以降 1 人につき 6,450 円~ 3,230 円 自立促進のために支給される手当で、婚姻の解消や ● ※所得に応じて変動します。 配偶者が死亡したことでひとり親となり、子ども(18 ● 歳に達する日以降の最初の3月31日まで、障がい● がある場合には20歳未満)を監護する母や父など● に支給されます。

## ○支給要件

- ・父母が婚姻を解消した子
- ・父又は母が死亡した子
- ・父又は母が重度の障がいにある子
- ・父又は母が生死不明の子
- ・父又は母が1年以上遺棄している子
- ・父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた子
- ・婚姻によらないで生まれた子
- ・棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない子
- ・父又は母が1年以上刑務所などで拘禁されている子 れます。

## ○児童扶養手当の月額

- 1 人目 全部支給 45,500 円
  - 一部支給 45,490 円~ 10,740 円

- 2 人目 10.750 円~ 5.380 円

## 特別児童扶養手当について

- 特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいを
- 有する児童について手当を支給することにより、児
- 童の福祉の増進を図るために支給される手当です。
- 20歳未満で、精神または身体に障がいを有する児
- 童を家庭で監護、養育している父母などが支給対象
- となります。
- その他にも所得要件などもありますので、詳しく
- は担当までお問い合わせください。
- ○特別児童扶養手当の月額
  - 1級:55.350円 / 2級:36.860円
- ※障がいの状況に応じて1級または2級に区分さ
- ●問い合わせ先:町民生活課町民生活グループ社会係
  - **☎** 0146 · 47 · 2112

## 静内保健所による健康相談のお知らせ

静内保健所では、下記の専門相談窓口を開設して ● 「こころの健康相談」 います。相談料は無料ですが、事前予約が必要とな の内容 ります。また、開設日時が変更になる場合がありま 精神科専門医がこころの健康問題について、ご本 すのでご注意ください。

## 「女性の健康相談」

### ○内容

女性特有の健康上の悩みについて、ご相談に応じ 難しい、ひきこもり、依存症など。 ます。

### ○相談例

妊娠・出産・子育て、思春期の性、望まない妊娠、 性感染症、更年期症状など。

### ○日時

原則毎月第4水曜日 13時30分~15時30分

- 人またはご家族や関係者からのご相談に応じます。
- うつ状態、ストレス、不眠、拒食、人との交流が
- ○日時
- 原則毎月第2金曜日
- 13 時 30 分~ 15 時 30 分 (1人1時間程度)
- ●問い合わせ先
- 静内保健所 ☎ 0146・42・0251

P6 広報にいかっぷ 2024.5 広報にいかっぷ 2024.5 P5